

YNU BASE HAZAWA の施設利用に関するガイドライン

【フリースペース利用者】

YNU BASE HAZAWA（以下「本施設」という。）は、予約利用の時間帯を除き、フリースペースとして、ご自由にご利用いただくことができます。このガイドラインは、本施設の利用に関して、必要な事項を定めるものです。

第1章 基本事項

1. 所在地

- 神奈川県横浜市神奈川区羽沢南2丁目44-7 3階（フロア内 54.10 m²）

2. 設置の目的

- 本施設は、羽沢横浜国大駅周辺におけるまちづくりの推進を図り、横浜国立大学（以下「本学」という。）の有する多様な学術知・実践知を駆使した分野連携及び多様なステークホルダー（自治体、産業界、学校、市民等）と連携し、多角的に、社会・地域課題を解決していくための研究及び活動またはこれらを地域に発信する拠点とし、地域の発展に寄与することを目的とします。

3. 施設の運営・管理

- 本施設は、本学地域連携推進機構（以下「本機構」という。）が運営及び管理を行います。
- 本施設の責任者は地域連携推進機構長（以下「管理者」という。）とします。
- 本施設の事務は、研究・学術情報部産学・地域連携課において処理します。

4. 施設管理者の権限

- 利用者が本ガイドラインに反する行為に及んだ場合、施設の健全な運営を妨げる行為を働いた場合は、利用資格を無効とし、利用を中止させる場合がございます。この場合、利用資格を無効とし、利用中止を命ぜられたことによって生ずる損害について、本機構は、その責を負わないものとします。

第2章 施設の概要

5. 開設日及び開設時間

- 本施設の開設日及び開設時間は、原則次のとおりです。
 - ・開設日： 本学指定閉室日及び HAZAAR 施設休館日を除く日
 - ・開設時間： 8:00 ～ 22:00

6. 定員

- 本施設の定員は、原則 25 名（運営スタッフを除く。）です。

第3章 利用者

7. 利用者

- 利用者は、本ガイドラインを遵守し、適正に使用しなければなりません。
- 次の者は利用者となることができません。
 - ・ 暴力団関係者、反社会的行為に関わる者
 - ・ 布教活動、宗教活動、政治活動、悪質な勧誘を目的とする者
 - ・ その他管理者が本施設の利用に適さないと判断した者

第4章 利用方法

8. ご利用当日の流れ

- 開設時にご自由にご利用ください。なお、予約利用がある場合はその時間帯の利用はできません。本施設前のタブレットもしくは地域連携推進機構 HP から予約状況を確認し、予約利用がない時間帯については、フリースペースとして利用することができます。
- 退室時には施設設備・備品の原状復帰をお願いします。
- 予約利用の時間帯 10 分前までのご退室にご協力ください。

9. 利用料

- フリースペース時間帯のご利用は無料です。

10. ご利用上の注意

(1) 飲食・たばこについて

- 本施設内は、軽食可、アルコール不可、禁煙です。

(2) ゴミの処理について

- 本施設内にゴミ箱はございませんので、各自お持ち帰りください。

(3) 清掃について

- 備え付けの清掃用具をご利用の上、美観を保つことにご協力ください。

(4) ドアの閉扉について

- ドアを開けた状態でご利用ください。

(5) その他

- 持ち込み物は利用者の管理のもと、利用終了後は速やかに撤去してください。
- 利用者の故意または過失による本施設及び備品等の毀損について、修理代金もしくは本体代金をご請求することがございます。
- チラシ等の配架を行うことはできません。
- 他の HAZAAR 利用者等へご迷惑となる大きな音を出す行為または大きな声での会話等にご遠慮ください。本施設は完全防音設備を整えておりません。
- 臭い等が他の利用者の迷惑にならないようお願いします。
- 物品の販売等、営利目的の利用は禁止します。
- 本施設内壁面等にポスター・看板類を掲示することはできません。
- HAZAAR の規約を遵守してください。
- 様々な関係性をサポートするために、運営スタッフから利用者の皆様にお声掛けさせていただく場合がございます。
- 本施設の効果的な運用について検討することを目的として、本学が実施するアンケート等各種調査にご協力いただく場合がございます。

11. 禁止事項

- 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められる行為
 - 本施設を主たる事務所としての利用または住所を置くこと
 - 本施設の利用権の全部または一部を第三者に転貸する行為
 - 次の物品の持込
 - ・ 発火性、爆発物等の危険物
 - ・ 異臭・騒音が発生するもの
 - ・ 床荷重が 200kg/m²を超えるもの（重量物と思われるものは事前にご相談ください。）
 - ・ 盲導犬・聴導犬以外の生体
 - その他管理者が不適当とみなした行為
- 例
- ・ 釘、粘着テープ等での建物への直接工作
 - ・ 付属備品の所定場所以外への移動
 - ・ 施設内でのビラまき、寄付の強要等の行為
 - ・ 裸火の使用
 - ・ 本施設外に許可なく看板等を設置すること
 - ・ 施設利用者に迷惑・不快感を与える行為
 - ・ 施設利用者に損害を与える行為
 - ・ 本施設内での喫煙

※禁止事項を発見次第、その時点で本施設の利用を中止させていただきます。

第5章 その他

12. ガイドラインの改定

- 本ガイドラインを改定する場合は、WEBサイト等で一定期間周知した上で改定を行います。

問い合わせ・連絡先

横浜国立大学研究・学術情報部産学・地域連携課

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、夏季休日期間及び年末年始期間を除く）

Mail. sangaku.chiiki@ynu.ac.jp